

一般社団法人 日本助産学会  
会員 各位

平成30年5月吉日  
一般社団法人 日本助産学会  
理事長 高田 昌代

## 本学会が看護系学会等社会保険連合（看保連）に提出した 「乳腺炎重症化予防ケア・指導料」の診療報酬収載について（ご報告）

平素より本学会の活動に際しましては、会員の皆様に多大なるご協力をいただき、感謝いたします。

さて、平成30年度の診療報酬改定において、本学会が技術提案を行った「乳腺炎重症化予防ケア・指導料」が診療報酬収載・保険点数化されましたのでご報告いたします。

本学会は、一般社団法人看護系学会等社会保険連合（以下看保連）の加盟団体として活動を行っております。看保連は、看護系学会の代表が集まり、看護の立場から社会保険制度の在り方を提言し、また診療報酬体系及び介護報酬体系等の評価・充実・適正化の促進を目的とする組織です。

本学会の助産政策委員会は、平成30年度診療報酬改定に向けて、1）助産外来・院内助産所体制評価や、2）退院後の切迫早産妊婦の訪問等、そして3）乳腺炎重症化予防に関する技術評価に関して、診療報酬化に向けて準備をし、看保連に要望案を提出しました。

看保連に提出された要望案は、看保連事務局によって選別されますが、1）～3）のすべてが厚生労働省保険局医療課に提出されました。その中で看保連より厚生労働省中央社会保険医療協議会医療技術評価分科会へ提出された、乳腺炎重症化予防に関する技術評価が審議され、その結果、乳腺炎の重症化を予防する包括的なケアおよび指導に関する評価として、診療報酬に、「乳腺炎重症化予防ケア・指導料」として新規収載されました。

今回、本件の診療報酬収載が実現したのは、乳腺炎重症化予防ケア・指導について標準的な手順があり、それを実施できる助産師が日本中にいることが根拠をもって示されたことによります。

多くの助産や看護のケアは、その効果が科学的エビデンスとして示されておらず、実際に診療報酬として点数化されるのは、看保連から厚生労働省に要望したもののうち多く見積もっても3割程度です。近年は特に、超高齢社会の中で、認知症や在宅ケアには診療報酬が点数化されやすく、母子に関するケアは報酬評価されにくいという現状もあります。そのような状況の中での今回の「乳腺炎重症化予防ケア・指導料」の収載は、誠に稀有な事例であるといえます。

診療報酬に収載されたことは、国民皆保険制度のもと、誰もが平等に標準的な医療を受けることができることを意味します。すなわち、誰もが支払い可能な料金で、適切なケアが受けられるということです。これは、日本の母子のために大変意義深いことであると考えております。

本学会では、引き続き助産ケアの有効性を可視化できるようエビデンスを収集・構築し、診療報酬制度において、助産師によるケア技術の評価・点数化を要望してまいります。その際は、会員の皆様のご支援・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。